

參考資料

用語の解説

【あ行】

あいち木づかいプラン (P20,55)

県産木材の利用促進を図るため、木造・木質化の推進、木材用途の拡大、木材利用の普及啓発、県産木材利用技術の開発における県の取組を具体的なアクションプランとしてとりまとめ、毎年度策定しているもの。

愛知県交流居住センター (P45)

短期滞在を含めたさまざまな田舎暮らしを交流居住と位置づけ、交流居住を希望する都市住民と受入山間地域とのマッチングシステムとして、県や市町村、大学、民間企業などが発起人となって平成20年4月に設立した組織。

愛知県緑化基本計画 (P34)

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例を踏まえ、県が取り組む緑化関係施策を総合的に推進する指針として策定する計画。

愛知県林業労働力確保支援センター (P27)

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事が指定するもので、本県では、公益財団法人愛知県林業振興基金が指定を受け、就業相談や労働者の資質向上のための研修などの事業を行っている。

「あいち認証材」制度 (P20)

木材又は製材品が、県内で産出、加工されたものであることを、愛知県産材認証機構の認定事業者が証明する制度。

あいち農山漁村男女共同参画プラン2020 (P23,48)

農林水産分野における男女共同参画を推進するために、県、関係機関、農林漁業団体が相互に連携して取り組む計画。平成6年に策定した「あいち農山漁村女性プラン」以降4回目の改定プランとして、平成28年3月に策定。

愛知県食育推進会議 (P37)

「食育基本法」に基づき、愛知県食育推進計画の作成及びその実施を推進するために県が条例により設置している会議。

浅場 (あさば) (P14,29,41,54)

陸域から栄養分が供給され、太陽光が十分に届くため、海草・藻類や魚類などさまざまな生物の生育に適している浅い海のこと。干潟と同様に生物の営みにより海水を浄化する機能がある。水深等の明確な定義はないが、本県では、干潟に続く概ね水深5mまでの水域を浅場としている。

エコファーマー (P33)

環境にやさしい農業に取り組む計画を作成して知事の認定を受けた農業者のこと。①堆肥などを利用した土づくり、②化学肥料を減らす取組、③化学農薬を減らす取組を実施する計画を立てることで認定を受けることができる。

エコフィード (P33)

食品残さ等を利用して製造された飼料のこと。食品リサイクルによる資源の有効利用や飼料自給率の向上等を目的とする。

【か行】

カイゼン (P16,50)

いわゆる「改善」のこと。生産現場で行われている作業の見直し活動のことを指す。

貝毒 (P31)

二枚貝類が毒素を持つ特定のプランクトンを大量に摂食することにより毒性を持つ現象のこと。毒素を持つプランクトンは水温の上がりをはじめ3月ごろから5月ごろの期間に増殖することが多いため、本県では、冬の終わりから海水中のプランクトンや貝の検査を行い、安全を確かめている。

価格安定制度 (P23)

野菜や畜産物の生産・出荷の安定を図り、農業の健全な発展と国民の消費生活の安定に役立てるために、価格の暴落等があった場合に、国、県及び生産者等が事前に積み立てた資金を生産者に補給金として交付する制度。

環境保全型農業 (P12)

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮して取り組む持続的な農業のこと。

間伐 (P14,39,41,53,58)

立木の成長に伴い混み合った森林を健全な状態に導くために行う抜き切り作業のこと。主伐までの間の中間収入を得るためにも行われ、立木の成長を促すとともに森林の持つ多面的機能を高めるための重要な作業である。

基幹経営体 (P12,23)

経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得（年間農業所得概ね800万円）を確保しうる農業経営体のこと。

きぬあかり (P49)

愛知県農業総合試験場が開発し、平成23年に品種登録した小麦品種のこと。愛知県の栽培環境に適し、作りやすく、収量性が高い。「きぬあかり」で作ったきしめんやうどんは、色が明るく、つるつる、もちりの美味しい麺ができる特長がある。

魚礁（ぎょしょう） (P29)

魚類が繁殖したり、すみかとしたりするために海中等に設置される人工物のこと。

グリーンツーリズム (P44)

緑豊かな農山漁村地域で、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。都会の人々が、農山漁村を訪れ、休日を過ごしたり、農作業や特産物づくりの体験をしたり、その地域に伝わる文化などにふれたりして、自然の中で田舎ならではの貴重な体験

をすることができる。受入側の農山漁村においても地域の活性化等の効果が期待されている。

経営所得安定対策 (P23)

担い手農家の経営安定のため、諸外国との生産条件の格差により不利がある麦や大豆などの農産物に対する交付金や、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット。

飼料用米・麦・大豆などの本作化を進め水田のフル活用を図る交付金からなる対策。

耕作放棄地 (P25,43,44)

これまでは耕作されていた土地で、調査前の1年以上耕作が行われず、かつ、農地所有者がこの数年の間に再び耕作する意思を持っていない土地のこと。（農林業センサス）

高性能林業機械 (P12,27)

チェーンソーや刈払機などの機械に比べて、作業の効率性や身体への負担軽減などの点で性能が著しく高い大型の林業機械のこと。本県では主に「スイングヤード」（伐採した木を林内から引き出す機械）、「プロセッサ」（伐採した木の枝を落とし、必要な長さの丸太に切る機械）、「フォワード」（丸太をトラックまで運ぶ機械）が利用されている。

口蹄疫（こうていえき） (P31)

牛、豚、ヤギ、シカなどの偶蹄類（ぐうていいるい）の動物（偶数のひづめをもつ動物）が感染する伝染病で、感染すると口の中や鼻、蹄（ひづめ）に水ぶくれや潰瘍（かいよう）を起し、発育不良になるなど、畜産業に甚大な経済的被害を及ぼす。死亡率は低いが伝染力が極めて強く、ひとたび発生すると大流行を引き起こし、防疫（ぼうえき）が極めて困難になることから、最も警戒が必要な家畜伝染病の一つとされている。

高病原性鳥インフルエンザ (P31)

鳥類に感染するインフルエンザを鳥インフルエンザと呼び、中でも家きん（鶏やウズラなど）に強い病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザという。発生すると家きん産

業に甚大な経済的被害を及ぼすことから、最も警戒が必要な家畜伝染病の一つとされている。

効率的かつ安定的な漁業経営体 (P11)

他産業の所得以上の漁業所得(500万円)がある漁家及び企業。

国家戦略特区 (P19)

内閣総理大臣主導で成長戦略を実現するため、区域を限定して大胆な規制改革等を集中的に実行する制度。平成25年に国が創設。

コールドチェーン (P19,51)

生鮮食品や花き等において、品質を保つため、生産段階から消費段階まで所定の低温に保ちながら流通させる体系のこと。

【さ行】

次世代施設園芸拠点 (P16)

ICTを活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を実現するとともに、地域資源エネルギーを利用する大規模な施設園芸の拠点のこと。国が事業を実施しており、平成27年には、愛知県の事業計画が東海地区で初めて採択を受け、豊川浄化センター（豊橋市）の敷地内で、下水処理場の放流水の熱を利用し、高度な環境制御を行うミニトマトの大規模栽培施設の整備を進めている。

実需者 (P16,17,19,49)

生産者から生産物（米、麦、大豆、野菜等）を購入・販売する加工事業者、流通販売事業者のこと。具体的には、精米事業者、製粉事業者、炊飯事業者、製麺事業者、豆腐・納豆製造事業者、米穀販売店、麺類食堂、カット野菜等食品加工業者、外食事業者等。

シビエ (P44,59)

フランス語で、狩りで食材として捕獲された野生の鳥獣もしくはその肉のこと。

市民農園 (P36,46,56)

都市住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などのために、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。自治体、農協、農家、企業、NPOなどが開設できる。

収去検査 (P31)

食品衛生法または食品表示法に基づき、食品営業施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査のため必要な限度において検体（食品、食品添加物、容器包装など）を無償で採取する行為を収去といい、収去した食品等の検査をすることを収去検査という。

種畜 (P17,52)

繁殖用家畜のこと。体型、能力、血統など後代に優れた形質を伝える優良な家畜を選抜する。本県では愛知県畜産総合センターにおいて、種畜の供給を行っている。

飼養衛生管理基準 (P31)

家畜伝染病予防法に定められた家畜の所有者が守る衛生管理の基準のこと。

消費生活モニター (P61)

本県消費者行政の推進に役立てるため、県内に居住する満20歳以上の方に依頼して、日常生活の中での危険な商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の需給・価格動向などの観察・情報提供、アンケートへの協力及び消費者行政に関する意見・要望の提出をしてもらう制度。

食育推進ボランティア (P37)

県民が自らの「食」について考え、情報を正しく理解して望ましい食生活を実践していくことができるように、県内各地域で「食育」の推進活動を自主的に行う県登録のボランティアのこと。

小水力発電 (P44,59)

水が高いところから低いところに向かって流れるエネルギーを利用して電気を作り出すもので、出力1,000キロワット以下の比較的

小規模な発電のこと。

飼料用米 (P17,33)

水田を利用して生産される家畜の飼料となる米のこと。家畜飼料として広く用いられているとうもろこしと同等の栄養価をもつ。海外穀物相場に左右されない国産穀物であるため、畜産農家の経営安定に寄与することが期待されるほか、主食用米と同様に栽培（転作）ができるため、主食用米の需給調整における戦略作物としての取組も進んでいる。

少花粉スギ (P17)

花粉の生産量が一般のスギと比べて1%以下と極めて少ない特性を持つスギ品種のこと。本県には、「東加茂2号」、「東加茂5号」の2品種がある。

針広混交林 (P41,58)

針葉樹と広葉樹の複数の樹種から構成されている森林のこと。

森林計画制度 (P27)

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、「森林法」に基づき、伐採、植林、保育などの森林の整備と保全に関して、国、県、市町村、森林所有者等の各段階で計画を作成、実行する制度。

森林GIS (P27)

森林に関する位置情報とそれに関連した各種情報（所有者、面積、樹種、林齢等）を一元的に管理し、コンピュータ上で視覚的に表示するシステムのこと。

水産エコラベル (P34)

水産物や製品が「水産資源の管理」や「生態系への配慮」に取り組む漁業によって漁獲されたものであることを証明する制度に基づき、認証されると付けることができる目印となるラベルのこと。消費者はこのラベルの付いた水産物や製品を選ぶことで「水産資源と環境に優しい漁業」を応援することができる。

生態系ネットワーク (P43)

土地利用の転換や開発などによって分断され、孤立した自然を保全・再生してつなげ、生態系が回復した状態にすること。本県では、生態系ネットワークの形成を、あいち生物多様性戦略2020の行動計画の第一の柱に位置付け、県内各地で生態系ネットワーク協議会の設立・支援に取り組んでいる。

生物多様性 (P33,41,43)

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上には、様々な自然の中に3,000万種とも言われる多様な個性を持つ生きものがいて、互いにつながりあい、支えあって生きており、私たち人間もその一員として生かされている。生物多様性条約では、生物多様性をすべての生きものの中に違いがあることと定義し、「生態系」「種」「遺伝子」という3つのレベルの多様性があるとしている。

性判別精液 (P17)

精液には雌雄それぞれの染色体を持つ精子が含まれており、選択的に雌雄どちらかの精子が多く含まれるよう人為的に加工した精液のこと。この精液を活用することで、乳用牛では生乳生産の基盤となる雌牛、肉用牛では増体の良い雄牛を効率的に生産することが期待される。

全国植樹祭 (P34,58)

国土緑化運動の中心的な行事として、天皇后陛下の御臨席のもと、昭和25年以来毎年開催されている行事。国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、全国各地から緑化関係者等の参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等をおこなう。

【た行】

大区画化 (P25)

農地の集積・集約化、生産コストの削減を促進するため、農地の区画整理や畦畔除去により、水田においては、標準的な30アール

(3,000㎡)から1ヘクタール(10,000㎡)程度へと区画を大きくすること。

多面的機能

(P4,7,8,13,14,29,34,36,41,43,56,58)

県土や自然環境の保全、水源のかん養、洪水の防止などの森林、農地、海及び川が有する農林水産物の供給以外の多面にわたる機能のこと。森林、農地、海及び川で農林水産業が適切に営まれることにより維持される。

畜産クラスター(P23,33,52)

畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。国は畜産クラスターの構築を全国的に推進している。

治山施設(P14,39,57)

林地の崩壊により人命や財産などに危害を及ぼすおそれがある場所等において、荒廃した溪流の浸食や土砂の流出を防止したり、山腹斜面を安定させるために設置する施設。

知的財産(P16,17,22)

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物などの人間の創造的活動により生み出されるものや、商標、商号その他事業活動に有用な技術上の情報などのこと。その権利は特許法や種苗法をはじめとするさまざまな法律で保護されている。

知の拠点あいち(P31)

付加価値の高いモノづくりをソフト・ハード両面から支援するため、本県が愛・地球博会場跡地に整備を進めている、最先端の研究開発環境を備えた拠点のこと。大学等の技術シーズを企業の事業化へとつなげる「重点研究プロジェクト」など、産学行政による共同研究開発を推進している。高度な計測分析機器を備え、県内6か所の技術センターと連携して地域企業への技術支援を行う「あいち産業科学技術総合センター」、ナノレベルの先端・計測分析施設である「あいちシンクロトロン光センター」及び新エネルギー関連技術の実用化を促進する「新エネルギー実証研究

エリア」で構成されている。

着地型観光(P44,59)

観光客の受入先である地域側が企画し、現地集合・現地解散で実施される観光プログラムのこと。地域のことを熟知している分、特色ある内容になることが期待される。

中山間地域(P14,43,44)

国の農林統計で用いる地域区分において、山間農業地域（林野率が80%以上、耕地率が10%未満の市町村）と中間農業地域（林野率が主に50%～80%で、傾斜地が多い耕地がある市町村）を併せた区域をいう。

中小企業地域資源活用促進法(P19)

中小企業地域資源活用促進法（「中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）」）は、地域の産業資源を活用して新商品、新サービスの開発、販売に取り組む中小企業に対して、金融・税制面をはじめとする総合的な支援を行い、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成19年6月に施行された法律。

直売所(P36,46,56)

地域の農家や農業協同組合などが設置した地場産の農林水産物等を販売する施設のこと。

地理的表示保護制度(P20,22)

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として保護する制度のこと。平成26年6月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が制定。

鳥獣被害対策実施隊(P44)

鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等といった鳥獣被害対策の実践的活動を担う組織。

東海三県一市グリーン購入キャンペーン (P38)

購入する前に必要性をよく考え不必要な物は購入しない、物を購入する際は環境に配慮して作られた商品やゴミの排出量の少ない商品を積極的に選んで購入するといった、グリーン購入の普及と定着を図るため、東海三県一市の行政、企業等が連携、協働して消費者に働きかけるキャンペーン（平成14年度～）。

特定家畜伝染病 (P31)

家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産大臣が指定した伝染病のこと。口蹄疫、BSE（牛海綿状脳症）、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザ等が指定されている。

都市農業振興基本法 (P14,46)

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に制定された法律。平成27年4月22日公布・施行。

【な行】

中食（なかしょく） (P7,11)

レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（ないしょく）」の中間にあって、市販の弁当やそう菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等へ持って帰り、そのまま（調理加熱することなく）食事として食べられる状態に調理された日持ちのしない食品の総称。

南海トラフ地震 (P8,14,39,57)

太平洋沖の南海トラフ（静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000メートル級の海底の溝）沿いの広い震源域で連動して発生すると想定されているマグニチュード9級の巨大地震。

日本型食生活 (P13,38)

米を中心に水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成され、栄養バランスに優れたわが国独自の食生活のこと。昭和50年代半ばごろまで広く実践されていた。

農起業支援センター (P23,48)

就農希望者に対する就農相談や就農後の生産技術指導等の支援を行う拠点。県内8か所の農業改良普及課に設置。

農業委員会 (P25)

市町村に設置される行政委員会の一つ。農家から選挙で選ばれた委員、農業団体から推薦された委員及び市町村議会から推薦された委員からなる合議体で、農地の権利移動の許認可、農地の利用状況の調査、農地の利用関係の調整、行政庁への建議などを行っている。

農業塾 (P23,48)

市町村や、JA、NPO法人などが実施する座学や実習を取り入れた講座のこと。初心者コースから農業の担い手を育成するコース、また栽培品目を限定したコースなど地域の実情に合わせて開設されている。

農業振興地域整備計画 (P25)

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、知事の指定した農業振興地域の区域内にある市町村が、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために定める総合的な計画。

農業生産基盤 (P12,23,49)

田畑、水路、農道などの農業生産の基礎となる土地や施設。

農業大学校 (P23,48)

農業後継者や農業の担い手などに対して農業に関する教育及び研修を行うために県が岡崎市内と長久手市内に設置している教育研修施設。

農業体験農園 (P36,46)

農地を区画貸しする一般の市民農園とは異なり、農地所有者等が自ら行う農業経営の中に、都市住民等が、連続した農作業を体験できるもので、経営の主体が農地所有者等の農業経営者にあることが明確である消費者参加型の農園。

農業法人 (P23,48)

稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。

農業用ため池 (P14,39)

かんがい用水の確保のため、山裾などに築堤した人工の池のこと。大きな河川が少ない半島部や丘陵地帯に多くあり、今なお貴重な水源として地域を潤している。県内には約2,400か所（貯水量はナゴヤドーム44杯分に相当）あり、その内決壊した場合に人家などに甚大な被害が及ぶ恐れのある「重点防災ため池」が700か所余りある。

農業用排水機場 (P39)

農地や農作物のたん水被害、周辺住宅等の浸水被害を防止するために、雨水等を強制的に河川や海などに排水するポンプ場のこと。県内には400か所余りあり、自然排水できないゼロメートル地帯では、暮らしの生命線になっている。

農商工連携 (P19,44)

農林水産業者と商工業者がそれぞれの経営資源を持ち寄り、新商品や新サービスの開発などに取り組むこと。平成20年には農商工等連携促進法（「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）」）が施行され、取組を支援する法的な枠組みが整備された。

農村輝きネット・あいち (P34)

愛知県内の農村女性で構成されている団体のことで、全国組織の全国生活研究グループ連絡協議会に所属している。農業や食文化等を県民に伝承する活動に取り組んでいる。

農地海岸 (P39)

背後に主に干拓事業で造成された農地を抱える海岸のことで、農地や農業用施設とそこで展開される農業生産活動や暮らしを守っている。

農地の集積・集約化 (P25,49)

農地の集積とは、農作業を効率化し生産コストを下げするため、地域で中心になる意欲的な農家（担い手）に農地を集めることであり、農地の集約化とは、複数の場所に分散している農地を、一連の農作業の実施に支障が出ないように、面としてまとまった形に集めること。

農地の汎用化 (P25)

水田に麦・大豆・野菜等の畑作物を導入できるように排水改良を行うこと。

農地利用集積円滑化事業 (P25)

市町村や農協などが、農地の流動化を図り、農業経営の規模拡大や農地の面的なまとまりを持たせるために、農地の所有者から担い手への農地の権利移動（農地の売渡し、貸付など）を仲介する事業。

農薬管理指導士 (P31)

農薬の取り扱いや安全性の確保に関して専門的な知識を有する指導者。農薬の販売者やゴルフ場における農薬使用者などに対し、県が専門研修を行い、一定水準以上の者を認定。

農林水産業国際競争力強化センター (P22)

農林水産物等の輸出促進の検討や海外における商談会等への出展支援など、輸出に関する総合的な窓口として食育推進課に設置。

【は行】

バイオマス (P33,53)

石油や石炭といった化石資源を除く、食品廃棄物、家畜排せつ物、未利用の木材や廃材など、動植物に由来する再生可能な有機性資

源のこと。

花育 (P13,35,36,51)

花や緑に親しみ育てる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育むこと。

干潟 (P14,29,41,43,54)

干潮時に沿岸域に現れる砂や泥がたまった場所のこと。多くの生物の産卵、生育の場であるとともに、貴重な漁場でもある。また、多種多様な生物の活動により海水が浄化されるという機能もある。

人・農地プラン (P25)

集落・地域の関係者が徹底的な話し合いを行い、今後の中心となる経営体はどこか、そこへどうやって農地を集積するか、中心経営体以外を含めた地域農業のあり方をどうしていくかといったことを明確にしたプラン。

ふるさと・水と土指導員 (P43,44)

中山間地域において、農地や土地改良施設の持つ多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るために都市との交流活動等を企画・指導する地域のリーダーのこと。

保安林 (P41)

森林の持つ公益的な機能を発揮させるために、伐採や開発に制限を加える森林のこと。農林水産大臣または都道府県知事が「森林法」に基づいて指定する。

防疫訓練 (P31)

家畜の伝染病の発生を想定し、病原体の拡散を防止するための措置（消毒、家畜の殺処分、埋却や焼却など）や手続を実際に訓練すること。

【ま行】

三河の山里サポートデスク (P45,59)

都市部の企業やNPO、大学等、さらには個人と三河山間地域の集落とが協働した活動

や交流を進めることにより、都市部の想いを実現させるとともに、三河山間地域集落の機能維持・活性化を図ることを目的に設置された組織。

藻場（もば） (P29,43,54)

沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所のこと。海中への酸素の供給や栄養分の吸収による水質浄化機能を発揮し、魚類やエビ・カニ類の産卵・生育場所、隠れ場になるほか、藻類は貝類等のえさにもなる。

モノづくり県 (P4)

本県の製造品出荷額等は43兆6,040億円（従業者4人以上の事業所）と全国の約14.4%を占め、38年連続日本一。（平成26年工業統計調査（速報））

【や行】

有機農業 (P33)

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方法を用いて行われる農業のこと。（有機農業の推進に関する法律）

優良種苗（ゆうりょうしゅびょう） (P17)

園芸作物の中でも栄養繁殖性作物の生産振興を図るため、高度な無病性を確保した種苗のこと。

本県では、農業総合試験場から基核苗の配付を受け、(公社)愛知県園芸振興基金協会が優良種苗を生産し、各産地に供給している。

【ら行】

リスクコミュニケーション (P32)

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する

情報や意見を、行政、専門家、企業、消費者などの関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。

林内路網（りんないろもう）(P28)

森林内にある公道、林道、森林作業道などの総称。森林整備や木材生産を行うために継続的に用いられる道。

6次産業化(P11,12,19,44,56)

農林水産物や農山漁村に存在する土地、水などの資源を有効に活用して、農林漁業（一次産業）と、製造業（二次産業）、小売業等（三次産業）との融合を図り、農山漁村を活性化させる取組のこと。

六条潟(P16,54)

豊川河口に残る面積約360haの天然干潟のこと。毎年大量に発生するあさり稚貝は県内各地に移植され、本県のあさり生産量日本一を支えている。

【 I 】

ICT (Information and Communication Technology) (P7,11,16,19,49,50)

情報通信技術と訳され、主に、パソコン、携帯電話、スマートフォン等、フィールドセンサー（センサーを用いたほ場の環境測定機器）、監視カメラ等の機器並びにソフトウェア及びアプリケーションの総称。

IPM (Integrated Pest Management)

(P33)

安定した農業生産を実現するため、病害虫を適切に防除するとともに、人の健康へのリスクと環境への負荷を軽減するための概念として国際的に提唱されたもの。病害虫の発生予察情報に基づく適時・適切な防除の推進、生物農薬や選択性の高い化学農薬の利用などの手法を適切に組み合わせ、農業者と消費者の双方にメリットのある取組として位置付けられている。

【 S 】

SNS (Social Networking Service)

(P13,20,34,46,55,59,62)

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス。代表例としてTwitterやFacebook等。

【 T 】

TPP (Trans-Pacific Partnership)

協定(P5,7,12,49,52)

環太平洋パートナーシップ協定の略。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計12か国が参加する経済連携協定。2015年10月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意。2016年2月に参加12か国が協定に署名。

「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」

平成十六年三月二十六日 愛知県条例第三号

安全で良質な食料その他の農林水産物が確保されること、また、自然災害から守られ、緑と水に恵まれた環境の中で生活できることは、県民の安全で安心できる豊かな暮らしの基本である。

県土に降った雨は、森林と農地によって蓄えられ、やがて川を巡り、更に都市で利用されて、海へ流れる。その過程において、豊かな農林水産物が育てられ、県民の生活が支えられてきた。

また、森林及び農地は、木材や農産物の生産活動を通じて、県土の保全や水源のかん養などの機能を発揮し、自然災害から私たちを守り、海及び川とともに、緑と水の豊かな環境を作り出してきた。

安全で良質な食料その他の農林水産物を確保するには、これらの農林水産物を生産する者が主体的な役割を果たすとともに、農林水産物を消費し、又は利用する者にも、消費の改善と有効利用等により積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

また、森林、農地、海及び川が有する多面にわたる機能からは、県民すべてが等しく利益を受けており、私たちは、それぞれの役割をもって、これらの機能を守っていく必要がある。

私たちは、同じ県土において生活する者として、このような認識を共有し、将来にわたり、安全で良質な食料その他の農林水産物が確保され、また、森林等の有する多面的機能が発揮されることにより安全で良好な生活環境が確保された食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、都市と農山漁村とが調和した愛知の持続的な発展に資するため、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、食料等を生産する者等の役割を明らかにするとともに、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、もって県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 食料等 食料（食用に供する農林水産物をいう。）その他の農林水産物をいう。
- 二 森林等の有する多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等の森林、農地、海及び川が有する食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

（基本理念）

第三条 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりは、次に掲げる事項が推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること。

二 将来にわたって森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活環境が確保されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、県民並びに食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体と連携を図りながら協力して、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりの推進に取り組むものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する理解を深めるとともに、食料等の消費の改善及び有効利用並びに県内産の食料等の消費及び利用を進めること等により、基本理念の実現に積極的な役割を果たすとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(食料等を生産する者等の役割)

第六条 食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体は、食料等の生産活動及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第七条 知事は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する目標及び施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(都市と農山漁村の交流等)

第八条 県は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する県民の関心と理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある県民の生活に資するため、都市と農山漁村との間の交流の促進、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する情報の提供及び教育の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、食料等の消費の改善及び有効利用に資するため、食料等の消費及び利用に関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う食料等の消費の改善及び有効利用に資する活動並びに森林及び農地の管理に資する活動、海及び川の水質浄化に資する活動その他の森林、農地、海及び川の適正な保全に資する活動が促進されるよう、情報の

提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全で良質な食料等の持続的な生産の確保等)

第十条 県は、安全で良質な食料等の持続的な生産を確保するため、食料等の安全性の確保及び品質の改善に資する技術の開発及び普及、食料等を生産する者の経営管理能力の向上、食料等の生産基盤の整備の推進、新たに食料等の生産活動を開始しようとする者に対する生産技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保に資するため、県内産の食料等の県内外における消費及び利用の促進、食料等の流通体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(森林、農地及び漁場の適正な保全)

第十一条 県は、森林及び農地の適正な保全を図るため、林地又は農地として利用すべき土地の林業上又は農業上の利用の確保、自然災害の防止及び環境との調和に配慮した森林及び農地の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、漁場の適正な保全を図るため、海及び川の水質の保全、水産動植物の生育環境の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農山漁村における定住の促進)

第十二条 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保及び森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮に資するため、農山漁村における就業機会の増大、農山漁村の生活環境の整備その他の農山漁村における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

「食と緑の基本計画推進会議」設置要領・構成員名簿

食と緑の基本計画推進会議設置要領

(目的)

第1 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに向けて、「食と緑の基本計画」（以下、「基本計画」という。）における諸施策の総合的、計画的な推進と県民や生産者等と一体となった取り組みを進めるため、「食と緑の基本計画推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 県が実施する施策に関すること
- (2) 県民や生産者等の取り組みに関すること
- (3) その他基本計画を推進するために必要な事項

(構成員)

第3 推進会議は15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから農林水産部長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間事業者の代表
- (3) 消費者の代表
- (4) 市民活動団体の代表
- (5) 農林漁業者の代表又は農林水産業関係団体の職員
- (6) 行政・教育機関の職員

(座長)

第4 推進会議に座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、推進会議の議長となる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5 推進会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 推進会議は、座長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 推進会議の事務局は、愛知県農林水産部農林政策課内に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成17年7月11日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

構成員名簿（平成27年度）

（敬称略・五十音順）

氏名	所属・職名等
石田 敬一	愛知県森林組合連合会代表理事専務
井上 庄吾	愛知県農業協同組合中央会専務理事
小川 嘉吉	愛知県農業経営士協会副会長
可知祐一郎	公益財団法人 愛知県農業振興基金理事長
柴田 智子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
○ 生源寺眞一	国立大学法人 名古屋大学 大学院生命農学研究科 生命技術科学専攻教授
新海 洋子	環境省中部環境パートナーシップオフィスチーフプロデューサー
杉田 英俊	アイシン精機株式会社 総務部さわやかふれあいセンター長
竹本 正子	豊田市立堤小学校校長
長坂 紀	愛知県土地改良事業団体連合会事務局長
野口千恵子	愛知県農村生活アドバイザー協会会長
花井 正明	日本チェーンストア協会中部支部事務局長
原田 鈴子	愛知県生活学校運動推進協議会会長
森 弘子	愛知消費者協会会長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会代表理事常務

○ 座長



運動のシンボルマーク

- 1 県内の消費者と生産者が
今まで以上にいい友関係になる
...
- 2 Eat more Aichi products
(イート モア アイチ プロダクツ)
||
もっと愛知県産品を食べよう
(利用しよう)

食と緑の基本計画^{にせんにじゅう}2020
～食と緑が支える豊かな「あいち」をめざして～

平成28年3月策定

愛知県農林水産部農林政策課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6395 (ダイヤルイン)

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/nourin/>